

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。ただし、別表第4土木部用地・土地利用課の部の改正は、同年7月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(部長共通の専決事項)</p> <p>第4条 部長（知事政策局長、<u>環境局長</u>、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、<u>総務部長</u>及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(行財政改革監の専決事項)</p>	<p style="text-align: center;">(部長共通の専決事項)</p> <p>第4条 部長（知事政策局長、防災局長、<u>観光局長</u>、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、<u>総務管理部長</u>及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(行財政改革監の専決事項)</p>

第4条の3 次に掲げる事項は、行財政改革監が専決するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 行財政改革監の休暇等の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。
- (4)～(6) (略)

(デジタル改革監の専決事項)

第4条の10 次に掲げる事項は、デジタル改革監が専決するものとする。

- (1) デジタル改革監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令を行うこと。
- (2) デジタル改革監の旅行の復命を受けること。
- (3) デジタル改革監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定によるデジタル改革監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定によるデジタル改革監の代休日の指定を行うこと。
- (6) デジタル改革監の当直勤務の命令を行うこと。

(次長の専決事項)

第4条の13 (略)

2 (略)

3 次長が置かれていない場合にあつては、第1項に規定する次長共通の専決事項は、別表第2の3第6号から第8号までを除き、主管課に置かれる課長（総務部にあつては、その事務を分掌する課長。以下同じ。）が専決する。この場合において、同表第3号及び第4号中「次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長」とあるのは「課長」と、同表第5号中「次長の休暇等（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）並びに課長」とあるのは「課長」とする。

第5条の5 (略)

(男女平等・共同参画統括監の専決事項)

第5条の6 次に掲げる事項は、男女平等・共同参画統括監が専決するものとする。

- (1) 男女平等・共同参画統括監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令を行うこと。
- (2) 男女平等・共同参画統括監の旅行の復命を受けること。
- (3) 男女平等・共同参画統括監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による男女平等・共同参画統括監の週休日の振替又は半

第4条の3 次に掲げる事項は、行財政改革監が専決するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 行財政改革監の休暇等の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。
- (4)～(6) (略)

(情報企画監の専決事項)

第4条の10 次に掲げる事項は、情報企画監が専決するものとする。

- (1) 情報企画監の旅行（5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令を行うこと。
- (2) 情報企画監の旅行の復命を受けること。
- (3) 情報企画監の休暇等の承認等を行うこと。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による情報企画監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による情報企画監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 情報企画監の当直勤務の命令を行うこと。

(次長の専決事項)

第4条の13 (略)

2 (略)

3 次長が置かれていない場合にあつては、第1項に規定する次長共通の専決事項は、別表第2の3第6号から第8号までを除き、主管課に置かれる課長（総務管理部にあつては、その事務を分掌する課長。以下同じ。）が専決する。この場合において、同表第3号及び第4号中「次長の旅行（5日以上の旅行を除く。）並びに課長」とあるのは「課長」と、同表第5号中「次長の休暇等（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）並びに課長」とあるのは「課長」とする。

第5条の5 (略)

日勤務時間の割振り変更を行うこと。

- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による男女平等・共同参画統括監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 男女平等・共同参画統括監の当直勤務の命令をすること。

第5条の7 (略)

(総務部参事の専決事項)

第5条の8 次に掲げる事項は、総務部に置かれる参事(課長を兼ねる職員を除く。以下「総務部参事」という。)が専決するものとする。

- (1) 総務部参事の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 総務部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 総務部参事の休暇等の承認等をすること。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による総務部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による総務部参事の代休日の指定を行うこと。
- (6) 総務部参事の当直勤務の命令をすること。

第5条の9 (略)

(地域機関の長共通の専決事項)

第14条 地域機関の長(新発田、新潟、長岡、南魚沼及び上越の各地域振興局長を除く。別表第4の2において同じ。)、地域振興局の部長(地域振興局の児童・障害者相談センター所長並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。以下同じ。)、新潟地域振興局津川地区振興事務所副所長並びに佐渡地域振興局農林水産振興部の副部長(水産振興担当)及び副部長(農村振興担当)(次条及び別表第4の2において「地域機関の長等」という。)の共通専決事項は、別表第4の2のとおりとする。

(代決)

第16条 地域機関(地域機関の支所、分所、分館、支場等を含む。)における事務の代決は、別表第8の定めるところによる。

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)～(10) (略)

第5条の6 (略)

(総務管理部参事の専決事項)

第5条の7 次に掲げる事項は、総務管理部に置かれる参事(課長を兼ねる職員を除く。以下「総務管理部参事」という。)が専決するものとする。

- (1) 総務管理部参事の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 総務管理部参事の旅行の復命を受けること。
- (3) 総務管理部参事の休暇等の承認等をすること。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による総務管理部参事の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による総務管理部参事の代休日の指定を行うこと。
- (6) 総務管理部参事の当直勤務の命令をすること。

第5条の8 (略)

(地域機関の長共通の専決事項)

第14条 地域機関の長(地域振興局長を除く。別表第4の2において同じ。)、地域振興局の部長(新潟地域振興局新潟港湾事務所長及び津川地区振興事務所長並びに上越地域振興局妙高砂防事務所長及び直江津港湾事務所長を含む。以下同じ。)、新潟地域振興局津川地区振興事務所副所長並びに佐渡地域振興局農林水産振興部の副部長(水産振興担当)及び副部長(農村振興担当)(次条及び別表第4の2において「地域機関の長等」という。)の共通専決事項は、別表第4の2のとおりとする。

(代決)

第16条 地域機関(地域機関の支所、分所、支場等を含む。)における事務の代決は、別表第8の定めるところによる。

2 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)～(10) (略)

- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする事（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。
(14)～(21) (略)

別表第3の4（第5条の4関係）

係長共通専決事項

- (1) (略)
- (2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。
- (3) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務部

(略)

人事課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 課長（課長相当職を含む。 <u>第3号及び課長専決事項の欄第1号</u> において同じ。）について採用、昇任、降任及び転任の決定並びに願いによる休職、復職及び退職の許可をすること。	(1) 職員（課長以上の者を除く。第3号において同じ。）の採用、昇任、降任、転任及び所属の決定をすること。 (2)～(7) (略)

- (11) 部長及び部長相当職の職員（課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。）の旅行並びに参加、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等をする事（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。
(14)～(21) (略)

別表第3の4（第5条の4関係）

係長共通専決事項

- (1) (略)
- (2) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務管理部

(略)

人事課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 課長補佐（課長補佐相当職を含む。 <u>以下</u> 同じ。）について採用、昇任、降任及び転任の決定並びに願いによる休職、復職及び退職の許可をすること。	(1) 職員（課長補佐以上の者を除く。第3号において同じ。）の採用、昇任、降任、転任及び所属の決定をすること。 (2)～(7) (略)

- (2) 部長（部長相当職を含む。）以上の職員について他の職員の病気療養に伴う転任（兼職、事務代理及び事務取扱に限る。）の決定をすること。
- (3) 課長の初任給を決定すること。
- (4) （略）

- (2) 課長（課長相当職を含む。）以上の職員について他の職員の病気療養に伴う転任（兼職、事務代理及び事務取扱に限る。）の決定をすること。
- (3) 課長補佐の初任給を決定すること。
- (4) （略）

法務文書課

部長専決事項	課長専決事項
	(略)

法務文書課

部長専決事項	課長専決事項
	(略)

県民生活課

部長専決事項	課長専決事項
<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。 (2) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定により、関係執行機関に対し要請すること。 (3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第13条の規定により、同法第12条第1項の規定による届出をした団体に対し報告又は資料の提出を求めること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。 (2) 特定非営利活動促進法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。 (3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。 (4) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。 (5) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。 (6) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。

(7) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定により、消費者苦情を委員会の調停に付すること。

(略)

環境局

(略)

県民生活・環境部

県民生活課	
部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。</p> <p>(2) 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定により、関係執行機関に対し要請すること。</p> <p>(3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第13条の規定により、同法第12条第1項の規定による届出をした団体に対し報告又は資料の提出を求めること。</p>	<p>(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。</p> <p>(3) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(4) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。</p> <p>(5) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。</p> <p>(6) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。</p> <p>(7) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定に</p>

より、消費者苦情を
委員会の調停に付す
ること。

文化振興課

部長専決事項	課長専決事項
文化行政に関する基 本的な計画を決定し、 及び実施すること。	定例に属する文化行 政に関する事業を企画 し、及び実施すること。

環境政策課

局長専決事項	課長専決事項

環境企画課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 自然公園法（昭和 32年法律第161号）第 64条第5項において 準用する同条第3項 の規定により、補償 すべき金額を決定 し、及び通知するこ と。	(1) 温泉法（昭和23年 法律第125号）第8条 第3項（同法第11条 第2項において準用 する場合を含む。）の 規定により、災害の 防止上必要な措置を 講ずべきことを命ず ること。
(2) 新潟県立自然公園 条例（昭和43年新潟 県条例第28号）第6 条第1項の規定によ り、公園計画を決定 すること。	(2) 温泉法第9条（同 法第11条第2項及び 第3項において準用 する場合を含む。）の 規定により、許可を 取り消し、又は公益 上必要な措置を命ず ること。
(3) 新潟県立自然公園 条例第8条第1項の 規定により、公園事 業を執行すること。	(3) 温泉法第9条の2 の規定により、災害 の防止上必要な措置 を講ずべきこと又は 掘削を停止すべきこ とを命ずること。
(4) 新潟県立自然公園 条例第20条第4項の 規定により、補償す べき金額を決定し、 及び通知すること。	(4) 温泉法第10条（同 法第11条第2項及び 第3項において準用 する場合を含む。）の 規定により、原状回 復を命ずること。
(5) 新潟県自然環境保 全条例（昭和48年新 潟県条例第34号）第 15条第1項の規定に より、自然環境保全 地域に関する保全計 画を決定すること。	(5) 温泉法第11条第2 項において準用する 同法第9条の2の規 定により、災害の防 止上必要な措置を講 ずべきこと又は増掘 を停止すべきことを 命ずること。
(6) 新潟県自然環境保 全条例第22条第1項 の規定により、緑地 環境保全地域に関す る保全計画を決定す ること。	
(7) 鳥獣の保護及び管	

- 理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、鳥獣保護管理事業計画を定め、及びその変更をすること。
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条（同条第5項を除く。）の規定により、第1種特定鳥獣保護計画を定め、及びその変更をすること。
- (8)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2（同条第3項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、第2種特定鳥獣管理計画を定め、及びその変更をすること。
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をすること。
- (9)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につき承認を受けるべき旨の制限をすること。
- (9)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定により、同法第34条第1項の規定により指定した休猟区の一部又は全部について、第2種特定鳥獣
- (6) 温泉法第12条の規定により、温泉採取の制限を命ずること。
- (6)の2 温泉法第14条第1項の規定により、温泉のゆう出量、温度又は成分への影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (6)の3 温泉法第14条の5第3項の規定により、可燃性天然ガスの濃度についての確認を取り消すこと。
- (6)の4 温泉法第14条の8第3項の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (6)の5 温泉法第14条の9の規定により、温泉の採取の許可を取り消し、又は災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (6)の6 温泉法第14条の10の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずること。
- (7) 温泉法第22条の規定により、登録分析機関の登録を抹消すること。
- (8) 温泉法第25条の規定により、登録分析機関の登録を取り消すこと。
- (9) 自然公園法第9条第2項の規定により、国定公園事業を決定すること。
- (9)の2 自然公園法第10条第2項の規定

に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定すること。

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された期間を延長すること。

(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による禁止又は制限を解除すること。

(11)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2（同条第4項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、実施計画を定め、及びその変更をすること。

(12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。

(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、特別保護地区を指定すること。

(14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。

により、国立公園事業を執行すること。

(9)の3 自然公園法第16条第1項の規定により、国定公園事業を執行すること。

(9)の4 自然公園法第16条第4項において準用する同法第11条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(10) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定により、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。

(11) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(12) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(13) 自然公園法第29条第1項の規定により、監督上必要な命令をすること。

(14) 自然公園法第29条第2項又は第3項の規定により、指定認定機関の指定を取り消すこと。

(15) 自然公園法第30条第1項の規定により、報告を求め、又は職員に、事務所に立ち入り、必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問さ

せること。

(16) 自然公園法第33条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命じ、及び同条第4項の規定により、期間の延長を決定すること。

(17) 自然公園法第33条第6項の規定により、同条第5項に定める期間を短縮すること。

(18) 自然公園法第34条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(19) 自然公園法第34条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(20) 自然公園法第43条の規定により、風景地保護協定の締結等をする事。

(21) 自然公園法第52条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(22) 自然公園法第53条第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(23) 自然公園法第62条第1項の規定により、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

- (24) 新潟県立自然公園条例第6条第2項の規定により、公園事業を決定し、及び同条例第7条第2項の規定により、公園事業の廃止又は変更の決定をすること。
- (25) 新潟県立自然公園条例第14条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- (26) 新潟県立自然公園条例第14条第6項の規定により、同条例第5項に定める期間を短縮すること。
- (27) 新潟県立自然公園条例第15条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (28) 新潟県立自然公園条例第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (29) 新潟県立自然公園条例第18条の2の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。
- (30) 新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (31) 新潟県立自然公園条例第18条の12第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。
- (32) 新潟県立自然公

園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。

(33) 新潟県立自然公園条例第19条第1項の規定により、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(34) 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）第12条の規定により、公園事業に係る施設等の改善を命ずること。

(35) 新潟県立自然公園条例施行規則第13条第2項の規定により、公園事業の執行の承認を取り消すこと。

(36) 新潟県立自然公園条例施行規則第14条の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(37) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第28条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命じ、及び同条第3項の規定により、期間の延長を決定すること。

(38) 自然環境保全法第31条第1項の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹

等を伐採させ、若しくは除去させること。

(39) 新潟県自然環境保全条例第5条の規定により、自然環境保全協定を締結すること。

(40) 新潟県自然環境保全条例第14条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、自然環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(41) 新潟県自然環境保全条例第14条第6項（同条例第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催すること。

(42) 新潟県自然環境保全条例第15条第4項において準用する同条例第14条第3項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(43) 新潟県自然環境保全条例第19条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。

(44) 新潟県自然環境保全条例第20条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(45) 新潟県自然環境保全条例第21条第3

項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(46) 新潟県自然環境保全条例第22条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(47) 新潟県自然環境保全条例第24条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(48) 新潟県自然環境保全条例第25条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(49) 新潟県自然環境保全条例第27条の規定により、助言又は勧告をすること。

(50) 新潟県自然環境保全条例第38条第1項の規定により、標識を設置すること。

(51) 新潟県自然環境保全条例第40条の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させるこ

(1) 新潟県自然環境保全条例（昭和48年新潟県条例第34号）第27条の規定により、助言又は勧告をすること。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

- と。
- (51)の2 (略)
- (52) (略)
- (53) (略)
- (54) (略)
- (55)から(59)まで 削除
- (60) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第5項(同法第7条の2第3項、第12条第6項、第14条第4項及び第14条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、利害関係人の意見を聴くこと。
- (61) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (62) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、指定猟法を定め、指定猟法禁止区域を指定すること。
- (62)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第10項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (62)の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第2項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業を同法第18条の5第1項

各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。

(63) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(64) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(64)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第6項（同法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。

(65) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第1項の規定により、同法第29条第7項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、行為の実施方法について指示をすること。

(66) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、行為の中止又は原状回復若しくは必要な措置をとるべきことを命ずること。

(67) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定により、休猟区を指定すること。

(68) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

(69) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第6項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等をしようとする者の数を定めること。

(70) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第11項の規定により、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(70)の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第10項の規定により、麻醉銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(71) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条の規定により、狩猟免許試験の一部を免除すること。

(72) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第1項の規定に

より、狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。

(73) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第3項の規定により、狩猟免許試験を受けることができないものとする。

(74) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。

(75) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免許の効力を停止すること。

(76) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第59条の規定により、狩猟を行うことができる者の数を制限すること。

(77) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。

(78) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第64条の規定により、狩猟者登録を取り消し、又は効力を停止すること。

(79) 削除

(80) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第73条第2項において準用する同条第1項

- する保全計画を決定すること。
- (17) 新潟県自然環境保全条例第22条第1項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画を決定すること。
- (18) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、鳥獣保護管理事業計画を定め、及びその変更をすること。
- (19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条（同条第5項を除く。）の規定により、第1種特定鳥獣保護計画を定め、及びその変更をすること。
- (20) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2（同条第3項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、第2種特定鳥獣管理計画を定め、及びその変更をすること。
- (21) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限をすること。
- (22) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につき承認を受けるべき旨の制
- と。
- (30) 温泉法第11条第2項において準用する同法第9条の2の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は増掘を停止すべきことを命ずること。
- (31) 温泉法第12条の規定により、温泉採取の制限を命ずること。
- (32) 温泉法第14条第1項の規定により、温泉の湧出量、温度又は成分への影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (33) 温泉法第14条の5第3項の規定により、可燃性天然ガスの濃度についての確認を取り消すこと。
- (34) 温泉法第14条の8第3項の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (35) 温泉法第14条の9の規定により、温泉の採取の許可を取り消し、又は災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (36) 温泉法第14条の10の規定により、災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずること。
- (37) 温泉法第22条の規定により、登録分析機関の登録を抹消すること。
- (38) 温泉法第25条の規定により、登録分析機関の登録を取り

- 限をすること。
- (23) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第1項の規定により、同法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、第2種特定鳥獣に關し、捕獲等を行うことができる区域を指定すること。
- (24) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第2項の規定により、同法第11条第2項の規定により限定された期間を延長すること。
- (25) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項の規定により、同法第12条第1項の規定による禁止又は制限を解除すること。
- (26) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2（同条第4項において準用する同法第7条第5項を除く。）の規定により、実施計画を定め、及びその変更をすること。
- (27) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により、鳥獣保護区を指定すること。
- (28) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により、特別保護地区を指定すること。
- 消すこと。
- (39) 自然公園法第9条第2項の規定により、国定公園事業を決定すること。
- (40) 自然公園法第10条第2項の規定により、国立公園事業を執行すること。
- (41) 自然公園法第16条第1項の規定により、国定公園事業を執行すること。
- (42) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第11条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (43) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定により、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。
- (44) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。
- (45) 自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。
- (46) 自然公園法第29条第1項の規定により、監督上必要な命令をすること。
- (47) 自然公園法第29条第2項又は第3項の規定により、指定認定機関の指定を取り消すこと。

(29) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条第3項の規定により、補償すべき金額を決定し、及び通知すること。

(48) 自然公園法第30条第1項の規定により、報告を求め、又は職員に、事務所に立ち入り、必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

(49) 自然公園法第33条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命じ、及び同条第4項の規定により、期間の延長を決定すること。

(50) 自然公園法第33条第6項の規定により、同条第5項に定める期間を短縮すること。

(51) 自然公園法第34条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(52) 自然公園法第34条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(53) 自然公園法第43条の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(54) 自然公園法第52条の規定により、必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(55) 自然公園法第53条第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(56) 自然公園法第62条第1項の規定により、職員をして他人

の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(57) 新潟県立自然公園条例第6条第2項の規定により、公園事業を決定し、及び同条例第7条第2項の規定により、公園事業の廃止又は変更の決定をすること。

(58) 新潟県立自然公園条例第14条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(59) 新潟県立自然公園条例第14条第6項の規定により、同条第5項に定める期間を短縮すること。

(60) 新潟県立自然公園条例第15条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ずること。

(61) 新潟県立自然公園条例第15条第2項の規定により、原状回復等を行い、又は命じた者若しくは委任した者に行わせること。

(62) 新潟県立自然公園条例第18条の2の規定により、風景地保護協定の締結等を行うこと。

(63) 新潟県立自然公園条例第18条の11の規定により、必要な措置を執るべき旨を

命ずること。

(64) 新潟県立自然公園条例第18条の12第1項の規定により、公園管理団体の指定を取り消すこと。

(65) 新潟県立自然公園条例第17条第1項の規定により、集団施設地区を指定すること。

(66) 新潟県立自然公園条例第19条第1項の規定により、職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(67) 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）第12条の規定により、公園事業に係る施設等の改善を命ずること。

(68) 新潟県立自然公園条例施行規則第13条第2項の規定により、公園事業の執行の承認を取り消すこと。

(69) 新潟県立自然公園条例施行規則第14条の規定により、原状回復を命じ、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(70) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第28条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命じ、及び同条第3項の規定により、期間の延長を決定すること。

(71) 自然環境保全法第31条第1項の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させること。

(72) 新潟県自然環境保全条例第5条の規定により、自然環境保全協定を締結すること。

(73) 新潟県自然環境保全条例第14条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、自然環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(74) 新潟県自然環境保全条例第14条第6項（同条例第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催すること。

(75) 新潟県自然環境保全条例第15条第4項において準用する同条例第14条第3項の規定により、自然環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(76) 新潟県自然環境保全条例第19条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずること。

(77) 新潟県自然環境保全条例第20条第1項の規定により、行

為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(78) 新潟県自然環境保全条例第21条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域の指定等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(79) 新潟県自然環境保全条例第22条第3項において準用する同条例第14条第3項の規定により、緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止等について関係市町村長の意見を聴くこと。

(80) 新潟県自然環境保全条例第24条第2項の規定により、行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(81) 新潟県自然環境保全条例第25条第1項の規定により、行為の中止を命じ、又は原状回復を命じ、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずること。

(82) 新潟県自然環境保全条例第38条第1項の規定により、標識を設置すること。

(83) 新潟県自然環境保全条例第40条の規定により、職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若

しくは除去させること。

(84) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第5項（同法第7条の2第3項、第12条第6項、第14条第4項及び第14条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により、利害関係人の意見を聴くこと。

(85) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(86) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、指定猟法を定め、指定猟法禁止区域を指定すること。

(87) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第10項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(88) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第2項の規定により、認定鳥獣捕獲等事業を同法第18条の5第1項各号に掲げる基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずること。

(89) 鳥獣の保護及び

管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第1項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(90) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第9項の規定により、違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(91) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第6項（同法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずること。

(92) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第1項の規定により、同法第29条第7項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をしている者に対し、行為の実施方法について指示をすること。

(93) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、行為の中止又は原状回復若しくは必要な措置をとるべきことを命ずること。

(94) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条第1項の規定により、休猟区を指定

すること。

(95) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域を指定すること。

(96) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第6項の規定による特定猟具使用制限区域における承認対象捕獲等をしようとする者の数を定めること。

(97) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第11項の規定により、承認対象捕獲等をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(98) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第10項の規定により、麻醉銃猟をする場所を変更することその他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(99) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条の規定により、狩猟免許試験の一部を免除すること。

(100) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第1項の規定により、狩猟免許試験を停止し、又は合格の決定を取り消すこと。

(101) 鳥獣の保護及

び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第50条第3項の規定により、狩猟免許試験を受けることができな
いものとするこ
と。

(102) 鳥獣の保護及
び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律
第52条第1項の規定
により、狩猟免許を
取り消すこと。

(103) 鳥獣の保護及
び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律
第52条第2項の規定
により、狩猟免許を
取り消し、又は狩猟
免許の効力を停止す
ること。

(104) 鳥獣の保護及
び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律
第59条の規定によ
り、狩猟を行うこと
ができる者の数を制
限すること。

(105) 鳥獣の保護及
び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律
第63条の規定によ
り、狩猟者登録を抹
消すること。

(106) 鳥獣の保護及
び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律
第64条の規定によ
り、狩猟者登録を取
り消し、又は効力を
停止すること。

(107) 鳥獣の保護及
び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律
第73条第2項におい
て準用する同条第1
項の規定により、猟
区の維持管理に関す
る事務を指定する者
に委託すること。

(108) 鳥獣の保護及

	<p><u>び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第76条の規定による協議及び司法警察員として職務を行う職員の指名をすること。</u></p> <p>(109) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条第1項の規定による鳥獣保護管理員を任免すること。</u></p>
--	---

--	--

資源循環推進課	
局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

(略)
福祉保健部
(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(5) (略)
	(6) (略)
	(7) (略)
	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) <u>介護保険法第114条の5第1項の規定により、介護医療院の開設者に対し、勧告すること。</u>
	(11) <u>介護保険法第114条の5第3項の規定により、介護医療院の開設者に対し、措置をとるべきことを命ずること。</u>
	(12)～(27) (略)

廃棄物対策課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

(略)
福祉保健部
(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(5) (略)
	(6) <u>介護保険法第83条の2第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し、勧告すること。</u>
	(7) <u>介護保険法第83条の2第3項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し、措置をとるべきことを命ずること。</u>
	(8) (略)
	(9) (略)
	(10) (略)
	(11) (略)
	(12)～(27) (略)

(略)

産業労働部

(略)

雇用能力開発課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

観光文化スポーツ部

観光企画課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国際観光推進課

部長専決事項	課長専決事項
	(略)

文化課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 文化行政に関する基本的な計画を決定し、及び実施すること。	定例に属する文化行政に関する事業を企画し、及び実施すること。
(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第110条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うこと。	
(3) 文化財保護法第112条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物の仮指定を解除すること。	
(4) 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、県指定有形文化財を指定すること。	
(5) 新潟県文化財保護条例第6条第1項の規定により、県指定有形文化財の指定を解除すること。	
(6) 新潟県文化財保護条例第15条第1項の規定により、文化財保存地区を定めること。	
(7) 新潟県文化財保護条例第20条第1項の	

(略)

産業労働部

(略)

職業能力開発課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

観光局

観光企画課

局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国際観光推進課

局長専決事項	課長専決事項
	(略)

- 規定により、県指定無形文化財を指定すること。
- (8) 新潟県文化財保護条例第20条第2項の規定により、県指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定すること。
- (9) 新潟県文化財保護条例第21条第1項の規定により、県指定無形文化財の指定を解除すること。
- (10) 新潟県文化財保護条例第21条第2項の規定により、県指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定を解除すること。
- (11) 新潟県文化財保護条例第26条第1項の規定により、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財を指定すること。
- (12) 新潟県文化財保護条例第27条第1項の規定により、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定を解除すること。
- (13) 新潟県文化財保護条例第31条第1項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物を指定すること。
- (14) 新潟県文化財保護条例第32条第1項の規定により、県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除すること。
- (15) 新潟県文化財保護条例第37条の2第1項の規定により、県選定保存技術を選定すること。
- (16) 新潟県文化財保

護条例第37条の2第2項の規定により、県選定保存技術の保持者又は保存団体を認定すること。

(17) 新潟県文化財保護条例第37条の3第1項の規定により、県選定保存技術の選定を解除すること。

(18) 新潟県文化財保護条例第37条の3第2項の規定により、県選定保存技術の保持者又は保存団体の認定を解除すること。

農林水産部

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(5) (略) (6) <u>新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第3条第1項の規定により、種子計画を策定すること。</u>

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること（ <u>三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。</u> 次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。）。 (2)～(12) (略)

(略)

土木部

(略)

用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項

農林水産部

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(5) (略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること（ <u>三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。</u> 次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。）。 (2)～(12) (略)

(略)

土木部

(略)

用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項

(1)～(14) (略)	(1)～(23) (略)	(1)～(14) (略)	(1)～(23) (略)
(15) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例(令和4年新潟県条例第17号)第24条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域を指定すること。</u>	(24) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第21条の規定により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は盛土等の停止を命ずること。</u>		
(16) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第24条第4項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定に係る区域について市町村長の意見を聴くこと。</u>	(25) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、許可を取り消し、又は盛土等の停止を命ずること。</u>		
(17) <u>新潟県盛土等の規制に関する条例第26条第1項の規定により、土砂等搬入禁止区域の指定を解除すること。</u>			

道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(2)の3 (略) (3) <u>道路法第47条の18第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u> (4) <u>道路法第47条の21の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除をすること。</u> (4)の2 <u>道路法第48条の37の規定により、利便施設協定の締結をすること。</u> (5)～(14) (略)

道路管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(2)の3 (略) (3) <u>道路法第47条の8第1項の規定により、道路一体建物に関する協定を締結すること。</u> (4) <u>道路法第47条の11の規定により、道路保全立体区域の指定、変更及び解除をすること。</u> (4)の2 <u>道路法第48条の20の規定により、利便施設協定の締結をすること。</u> (5)～(14) (略)

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(26) (略)	(1)～(25) (略)
(27) <u>新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)第5条第1項第5号ウ(イ)の規定による森</u>	(26) <u>新潟県屋外広告物条例第30条第3項の規定により、講習科目を免除すること。</u>

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(26) (略)	(1)～(25) (略)
(27) <u>新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)第5条第1項第5号イ(イ)の規定による森</u>	

林の指定をするこ と。 (28)～(33) (略)	(27) (略)
---------------------------------	----------

(略)
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

(略)
(略)

地域振興局の地域整備部長 (新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。)専決事項

- (1)～(4) (略)
 (5) 建設業法第29条第1項 (同項第5号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。
 (6)・(7) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項
 (1)～(4) (略)
 (5) 建設業法第29条第1項 (同項第5号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。
 (6)・(7) (略)
 (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
部長	(1)・(2) (略) (3) 職員(副部長(センター長(県民サービスセンター長を除く。以下同じ。)、農林事務所長及び維持管理事務所長を含む。以下この項において同じ。))以上の者(局長及び所属する部の部長が勤務する庁舎と異なる庁舎(以下「分庁舎」という。))の副部長(以下「分庁舎副部長」という。))を除く。以下この項において同じ。)に限る。)の旅行の命令をすること(5日以上に係るものを除く。))

林の指定をするこ と。 (28)～(33) (略)	(26) (略) (27) <u>新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第2号)第20条第1項の規定により、講習科目を免除すること。</u>
---------------------------------	--

(略)
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長専決事項

(略)
(略)

地域振興局の地域整備部長 (新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。)専決事項

- (1)～(4) (略)
 (5) 建設業法第29条第1項 (同項第4号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。
 (6)・(7) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項
 (1)～(4) (略)
 (5) 建設業法第29条第1項 (同項第4号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。
 (6)・(7) (略)
 (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
部長	(1)・(2) (略) (3) 職員(副部長(センター長(地区センター長及び県民サービスセンター長を除く。以下同じ。))、農林事務所長及び維持管理事務所長を含む。以下この項において同じ。))以上の者(局長及び所属する部の部長が勤務する庁舎と異なる庁舎(以下「分庁舎」という。))の副部長(以下「分庁舎副部長」という。))を除く。以下この項において同じ。)に限る。)の旅行の命令をすること(5日以上に係るものを除く。))

	(4)～(22) (略)		(4)～(22) (略)
<p>所長（<u>児童・障害者相談センター</u>所長並びに農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p>	(略)	<p>所長（農林事務所長及び維持管理事務所長を除く。）</p>	(略)
<p>児童・障害者相談センター所長</p>	<p>(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の勤務配置及び事務分担の決定をすること。</p> <p>(2) 課長代理及び主査の事務分担の決定をすること。</p> <p>(3) 職員（次長以上の者（局長を除く。）に限る。第5号及び第8号から第10号までにおいて同じ。）の旅行の命令をすること（5日以上に係るものを除く。）。</p> <p>(4) 職員（局長及び所長を除く。第6号及び第11号において同じ。）の5日以上旅行の命令をすること。</p> <p>(5) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。</p> <p>(6) 職員の5日以上旅行の復命を受けること。</p> <p>(7) 職員（次長以上の者に限る。）の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(8) 職員の特殊勤務の命令をすること。</p> <p>(9) 職員の当直勤務の命令をすること。</p> <p>(10) 職員の休暇等の承認等を行うこと（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）。</p> <p>(11) 職員の5日以上休暇等（夏季休暇を除く。）の承認等を行うこと。</p> <p>(12) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による所長の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(13) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による所長の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(14) 会計年度任用職員の任免を</p>		

	<p>すること。</p> <p>(15) センターの所属に係る行政財産の使用許可(電柱、電話柱、公衆電話及び自動販売機を設置するためのものに限る。)をすること。</p> <p>(16) 建設事業に伴う用地の買収、損失の補償等に係る契約の締結のために必要な財産管理人、清算人等の選任を裁判所に請求すること。</p> <p>(17) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。</p> <p>(18) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。</p> <p>(19) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(20) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。</p> <p>(21) センターの分掌事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をすること。</p> <p>(22) 前各号のほか、定例に属する軽易な事項を処理すること。</p> <p>(23) その他局長の指定する事項</p>		
(略)		(略)	
<p>副部長(企画振興部副部長及び県税部副部長、村上、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各地域振興局健康福祉部副部長並びに分庁舎副部長を除く。)及びセンター長</p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること(課長の専決事項を除く。)</u></p> <p>(11) (略)</p>	<p>副部長(県税部副部長及び分庁舎副部長を除く。)及びセンター長</p> <p>(10) (略)</p> <p>(長岡地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長及び上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長を除く。)</p>	
<p>企画振興部並びに村上、魚沼、</p>	<p>(1) 職員(副部長以上の者を除く。次号及び第4号から第9号までにおいて同じ。)の旅行の命令</p>		

十日町、柏崎及び糸魚川の各地域振興局健康福祉部副部長

- (5日以上に係るものを除く。)をすること。
- (2) 職員の旅行の復命を受けること(5日以上に係るものを除く。)
 - (3) 職員(副部長を除く。)の時間外勤務等の命令をすること。
 - (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。
 - (5) 職員の当直勤務の命令をすること。
 - (6) 職員の休暇等の承認等をすること(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。)を除く。)
 - (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
 - (8) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。
 - (9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。
 - (10) 職員の身分証明書の発行をすること。
 - (11) 職員の被服の貸与をすること。
 - (12) 公用自動車の使用の承認をすること。
 - (13) 登退庁簿の確認をすること。
 - (14) 新潟県行政文書管理規程(令和2年3月新潟県訓令第5号)第42条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。
 - (15) 新潟県行政文書管理規程第43条第1項の規定により、完結文書の保存期間を決定すること。
 - (16) 新潟県行政文書管理規程第44条の規定により、個別フォルダー等の保存期間満了時の措置を定めること。
 - (17) 健康保険法、厚生年金保険法(昭和29年法律第105号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇

	<p>用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(18) 軽易な通知、督促、届出、照会、回答、依頼、報告等の事務連絡をすること（課長の専決事項を除く。）。</p> <p>(19) その他部長の指定する事項</p>		
<p>県税部 副部長 （村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、<u>三条収税担当</u>、<u>佐渡収税担当</u>、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。）</p>	<p>(1) 職員（副部長以上の者並びに村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>三条収税課</u>、<u>佐渡収税課</u>、柏崎収税課、十日町収税課及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。次号及び第4号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員（副部長並びに村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>三条収税課</u>、<u>佐渡収税課</u>、柏崎収税課、十日町収税課及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>県税部 副部長 （村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。次号及び第4号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員（副部長並びに村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、柏崎収税課、十日町収税課及び糸魚川収税課に所属する職員を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	
<p>県税部 副部長 （村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、<u>三条収税担当</u>、<u>佐渡収税担当</u>、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。）</p>	<p>(1) 職員（副部長を除き、村上収税課、収税第1課、収税第2課、収税第3課、新津収税課、<u>三条収税課</u>、<u>佐渡収税課</u>、柏崎収税課、十日町収税課及び糸魚川収税課に所属する職員に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>県税部 副部長 （村上収税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税課、十日町収税課及び糸魚川収税課に所属する職員に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	
(略)		(略)	
次長（ <u>児童・障害者相談センター</u> ）	(略)	次長（農林事務所次長及び維持管）	(略)

<p>次長を除き、農林事務所次長及び維持管理事務所次長を含む。)</p>		<p>理事務所次長を含む。)</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>児童・障害者相談センターの庶務課の事務を担当する次長</p>	<p>(1) 職員（<u>庶務課に所属する職員</u>に限る。次号から第6号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。 (2)～(6) (略) (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員（<u>庶務課の事務を担当する次長及び庶務課に所属する職員</u>に限る。次号及び第9号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8)・(9) (略) (10) その他<u>所長</u>の指定する事項</p>	<p>長岡地域振興局健康福祉環境部 児童・障害者相談センター 長 上越地域振興局健康福祉環境部 児童・障害者相談センター 長</p>	<p>(1) 職員（<u>センターに所属する職員</u>（<u>センター長を除く。</u>）に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。 (2)～(6) (略) (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8)・(9) (略) (10) その他<u>部長</u>の指定する事項</p>
<p>児童・障害者相談センターの庶務課の事務を担当する次長以外の次長</p>	<p>(1) 職員（庶務課に所属する職員及び次長以上の者を除く。次号及び第4号から第6号までにおいて同じ。）の旅行の命令（5日以上に係るものを除く。）をすること。 (2) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。 (3) 職員（庶務課に所属する職員及び次長を除く。）の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 職員の当直勤務の命令をすること。 (6) 職員の休暇等の承認等をすること（5日以上に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）。 (7) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員（<u>所長、庶務課の事務を担当する次長及び庶務課に所属する職員</u>を除く。次号及び第9号において同じ。）の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。 (8) 一般職員勤務時間条例第9条</p>		

	<p>の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(9) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(10) その他所長の指定する事項</p>		
<p>課長（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。）</p>	<p>(1) 職員の身分証明書の発行をすること（庶務を担当する課長（<u>村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部にあつては、業務課長</u>）に限る。次号及び第4号から第7号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 公用自動車の使用の承認をすること（庶務を担当する課長（<u>村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局地域整備部にあつては、総務課長</u>）に限る。）。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 新潟県行政文書管理規程第42条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。</p> <p>(6) ・(6)の2 （略）</p> <p>(7) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(8) ・(9) （略）</p>	<p>課長（新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。）</p>	<p>(1) 職員の身分証明書の発行をすること（庶務を担当する課長に限る。次号から第7号までにおいて同じ。）。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 公用自動車の使用の承認をすること。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 新潟県行政文書管理規程（<u>令和2年3月新潟県訓令第5号</u>）第42条第2項の規定により、ファイル基準表を作成すること。</p> <p>(6) ・(6)の2 （略）</p> <p>(7) 健康保険法、厚生年金保険法（<u>昭和29年法律第105号</u>）及び雇用保険法（<u>昭和49年法律第116号</u>）の規定による被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに雇用保険法の規定による離職証明書の発行をすること。</p> <p>(8) ・(9) （略）</p>
<p>新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所長</p>	<p>(略)</p>	<p>新発田地域振興局地域整備部 奥胎内分所長 新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所長 新潟地域振興局健康福祉部 津川地区センター</p>	<p>(略)</p>

		長	
(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項		(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の共通専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、近代美術館副館長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	(略)	地域機関の次長（自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、自治研修所総務課長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。）	(略)
(略)		(略)	
		歴史博物館副館長	(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の勤務配置及び事務分担の決定をすること。 (2) 職員（館長及び副館長を除く。次号において同じ。）の旅行の命令をすること（5日以上に係るものを除く。）。 (3) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。 (4) 職員の時間外勤務等の命令をすること。 (5) 職員（館長を除く。次号から第9号までにおいて同じ。）の特殊勤務の命令をすること。 (6) 職員の当直勤務の命令をすること。 (7) 職員の休暇等の承認等（副館長の5日以上 of 休暇に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。

	<p>更を行うこと。</p> <p>(7) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(9) 会計年度任用職員の任免をすること。</p> <p>(10) 庁舎内における出店の許可をすること。</p> <p>(11) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(12) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。</p> <p>(13) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をすること。</p> <p>(14) その他近代美術館長の指定する事項</p>
<p>歴史博物館 副館長</p>	<p>(1) 職員（係長に相当する者以上の者を除く。）の勤務配置及び事務分担の決定をすること。</p> <p>(2) 職員（館長及び副館長を除く。次号において同じ。）の旅行の命令をすること（5日以上に係るものを除く。）。</p> <p>(3) 職員の旅行の復命を受けること（5日以上に係るものを除く。）。</p> <p>(4) 職員の時間外勤務等の命令をすること。</p> <p>(5) 職員（館長を除く。次号から第9号までにおいて同じ。）の特殊勤務の命令をすること。</p> <p>(6) 職員の当直勤務の命令をすること。</p> <p>(7) 職員の休暇等の承認等（副館長の5日以上の子暇に係るもの（夏季休暇に係るものを除く。）を除く。）をすること。</p> <p>(8) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</p> <p>(9) 一般職員勤務時間条例第9条の3第1項の規定による職員の時間外勤務代休時間の指定を行</p>

	<p>うこと。</p> <p>(10) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による職員の代休日の指定を行うこと。</p> <p>(11) 会計年度任用職員の任免をすること。</p> <p>(12) 庁舎内における出店の許可をすること。</p> <p>(13) 不動産その他の登記及び登録の嘱託をすること。</p> <p>(14) 設備機械器具の使用の許可並びに試験、鑑定及び加工の受託をすること。</p> <p>(15) 軽易な証明書の発行をすること。</p> <p>(16) 予算の執行を伴わない契約の締結をすること。</p> <p>(17) 事務の執行に関し許可、認可等を要するものについて、当該許可、認可等の申請等をすること。</p> <p>(18) その他館長の指定する事項</p>
--	---

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
長岡及び上越の各地域振興局の企画振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第7項に規定する事項
新発田地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び村上収税課長の専決事項を除く。）
新潟地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第10項第3号に規定する事項（同条第6項第1号及び第2号に係るものに限る。）及び新潟県県税条例第6条に規定する事項（新潟地域振興局県税部の副部長、直税第1課長、直税第2課長、間税課長、収税第1課長、収税第2課長、収税第3課長、 <u>新津収税課長</u> 、 <u>三条収税課長</u> 及び <u>佐渡収税課長</u> の専決事項を除く。）

--	--

(略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
長岡、上越及び佐渡の各地域振興局の企画振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項に規定する事項
新発田地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び村上収税課長の専決事項を除く。）
新潟地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第8項第3号に規定する事項（同条第3項第1号及び第2号に係るものに限る。）及び新潟県県税条例第6条に規定する事項（新潟地域振興局県税部の副部長、直税第1課長、直税第2課長、間税課長、収税第1課長、収税第2課長、 <u>収税第3課長</u> 及び <u>新津収税課長</u> の専決事項を除く。）
三条及び佐	新潟県事務委任規則第3条の3

		渡の各地域振興局県税部長	第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長及び収税課長の専決事項を除く。）
長岡地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び柏崎収税課長の専決事項を除く。）	長岡地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び柏崎収税課長の専決事項を除く。）
南魚沼地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び十日町収税課長の専決事項を除く。）	南魚沼地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び十日町収税課長の専決事項を除く。）
上越地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第6項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び糸魚川収税課長の専決事項を除く。）	上越地域振興局県税部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項第1号及び第2号並びに新潟県県税条例第6条に規定する事項（県税部の副部長、課税課長、収税課長及び糸魚川収税課長の専決事項を除く。）
県税部 副部長 （村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、三条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。）	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ 地方税法第73条の14第6項から第15項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 チ～フ (略) (3)・(4) (略)	県税部 副部長 （村上収税担当、新潟庶務・課税担当、新潟収税担当、新津収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当を除く。）	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ 地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。 コ～ソ (略) タ 新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。 チ～フ (略) (3)・(4) (略)
県税部 副部長 （村上収税担当、新津収税担当、三	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。	県税部 副部長 （村上収税担当、新津収税担当、柏	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免

<p>条収税担当、佐渡収税担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p>イ・ウ (略) (3)・(4) (略)</p>	<p>崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。)</p>	<p>除をすること。 イ・ウ (略) (3)・(4) (略)</p>
<p>県税部 副部長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ <u>地方税法第73条の14第6項から第15項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。</u> コ～ノ (略) (3) 間税関係 ア <u>地方税法第74条の16第1項の規定による営業の開廃等の報告書を受理すること。</u> イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略) コ (略)</p>	<p>県税部 副部長 (新潟庶務・課税担当に限る。)</p>	<p>(1) (略) (2) 直税関係 ア～ク (略) ケ <u>地方税法第73条の14第5項から第14項まで又は同法附則第11条の規定により、不動産取得税の課税標準となるべき価格から控除をすること。</u> コ～ノ (略) (3) 間税関係 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) ケ (略)</p>
<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第64条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。</u> イ・ウ (略) (2) (略)</p>	<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 直税関係 ア <u>新潟県県税条例第64条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の種別割の課税免除をすること。</u> イ・ウ (略) (2) (略)</p>
<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略) (4) <u>地方税法第53条第61項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</u> (5) <u>地方税法第53条第62項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24</u></p>	<p>県税部 課税課長</p>	<p>(1)～(3) (略) (4) <u>地方税法第53条第40項又は第41項の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</u> (5) <u>地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項(同令第24条の4第6項、第24</u></p>

	<p>条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) <u>地方税法第53条第63項</u>の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p><u>(6)の2 地方税法第53条第72項の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p><u>(6)の3 地方税法第53条第76項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書を受理すること。</u></p> <p><u>(6)の4 地方税法第55条の3第4項若しくは第5項又は第72条の39の3第4項の規定により、租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項を通知し、受理すること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 地方税法第72条の32の2第4項の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p><u>(8)の3 地方税法第72条の32の2第8項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書を受理すること。</u></p> <p><u>(8)の4 (略)</u></p> <p>(9)～(31) (略)</p>	<p>条の4の2又は第24条の4の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) <u>地方税法第53条第43項</u>の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p><u>(6)の2 地方税法第55条の3第4項若しくは第5項、第55条の5第4項若しくは第5項、第72条の39の3第4項又は第72条の39の5第4項の規定により、租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項を通知し、受理すること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 (略)</u></p> <p>(9)～(31) (略)</p>
<p>新潟地域振興局県税部直税第1課長</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第61項</u>の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第62項</u>及び<u>地方税法施行令第24条の3第6項</u>(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3</p>	<p>新潟地域振興局県税部直税第1課長</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>地方税法第53条第40項又は第41項</u>の規定による法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書を受理すること。</p> <p>(5) <u>地方税法第53条第42項</u>及び<u>地方税法施行令第24条の3第6項</u>(同令第24条の4第6項、第24条の4の2又は第24条の4の3</p>

	<p>第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第63項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2 <u>地方税法第53条第72項の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p>(6)の3 <u>地方税法第53条第76項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書を受理すること。</u></p> <p>(6)の4 地方税法第55条の3第4項若しくは第5項又は第72条の39の3第4項の規定により、租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項を通知し、受理すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(8)の2 <u>地方税法第72条の32の2第4項の規定により、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例を承認した旨を通知すること。</u></p> <p>(8)の3 <u>地方税法第72条の32の2第8項の規定による地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難な場合の特例の取りやめの届出書を受理すること。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p>	<p>第3項において準用する場合を含む。)の規定により、法人の県民税及び事業税の申告納付期限を延長した旨を通知すること。</p> <p>(6) 地方税法第53条第43項の規定により、法人の県民税に係る申告納付期限延長等を通知すること。</p> <p>(6)の2 地方税法第55条の3第4項若しくは第5項、第55条の5第4項若しくは第5項、第72条の39の3第4項又は第72条の39の5第4項の規定により、租税条約に基づく申立てが行われた旨等の事項を通知し、受理すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9)～(11) (略)</p>
<p>(略)</p> <p>県税部 村上収税課長、新津収税課長、三条収税課長、佐渡収税課長、柏崎収税課長、十日</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>県税部 村上収税課長、新津収税課長、柏崎収税課長、十日町収税課長及び糸魚川収税課長</p>

町収税課長及び糸魚川収税課長			
(略)		(略)	
健康福祉環境部 環境センター環境課長	(略)	健康福祉環境部 環境センター環境課長	(略)
村上及び糸魚川の各地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第97号から第99号まで、第129号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第3項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項（農林振興部副部長（総務担当）及び庶務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）		
長岡、南魚沼及び上越の各地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第97号から第99号まで、第129号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで、同条第2項並びに同条第3項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項（農林振興部副部長（総務担当）及び農用地課長（農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長）の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）	農林振興部長（新潟地域振興局農林振興部長を除く。）	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項（農林振興部副部長（総務担当）及び農用地課長（農用地課長を置かない部にあつては、庶務課長）の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）
新潟地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第97号から第99号まで、第129号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで、同条第2項並びに同条第3項第1号から第3号	新潟地域振興局農林振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第78号から第198号まで、第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定

	まで及び第11号から第13号までに規定する事項（農林振興部の副部長（総務担当）及び農用地課長、巻農業振興部長並びに巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）		する事項（農林振興部の副部長（総務担当）及び農用地課長、巻農業振興部長並びに巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については農村振興に関する事項に限り、同項第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項に限る。）
農林振興部副部長（総務担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）を除く。）	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第3項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）	農林振興部副部長（総務担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）を除く。）	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第2項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）
新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第3項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長、巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）	新潟地域振興局農林振興部副部長（総務担当）	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第130号、第163号及び第302号から第320号まで並びに同条第2項第14号から第24号までに規定する事項（農林振興部農用地課長、巻農業振興部の副部長（総務担当）及び庶務課長並びに津川地区振興事務所の副所長及び事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。）
農林振興部副部長（森林・林業担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（森林・林業担当）を除く。）	新潟県事務委任規則第3条の3第3項に規定する事項（同項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項、農林振興部副部長（総務担当）の専決事項並びに農林振興部農用地課長の専決事項を除く。）	農林振興部副部長（森林・林業担当）（新潟地域振興局農林振興部副部長（森林・林業担当）を除く。）	新潟県事務委任規則第3条の3第2項に規定する事項（同項第1号から第3号まで及び第11号から第13号までに規定する事項、農林振興部副部長（総務担当）の専決事項並びに農林振興部農用地課長の専決事項を除く。）
新潟地域振興局農林振興部副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第3項に規定する事項（同項第1	新潟地域振興局農林振興部副部長	新潟県事務委任規則第3条の3第2項に規定する事項（同項第1

興部 副部長 (森林・ 林業担 当)	号から第3号まで及び第11号から 第13号までに規定する事項、農林 振興部の副部長(総務担当)及び 農用地課長並びに津川地区振興事 務所の副所長及び事務職員の次長 の専決事項を除く。)
(略)	
新発田及び 三条の各地 域振興局農 業振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第97号から第99号まで、第 129号から第198号まで、第302号 から第320号まで及び第534号の2 から第534号の6まで並びに同条第 2項に規定する事項(新発田地域 振興局農村整備部長並びに農業振 興部の副部長(総務担当)及び庶 務課長の専決事項を除き、同項第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項については、農村振興に 関する事項に限る。)
魚沼、十日 町及び柏崎 の各地域振 興局農業振 興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第97号から第99号まで、第 129号から第198号まで、第302号 から第320号まで及び第534号の2 から第534号の6までに規定する事項 (農業振興部の副部長(総務担当) 及び庶務課長の専決事項を除き、 同項第302号から第320号まで及び 第534号の2から第534号の6まで に規定する事項については、農村 振興に関する事項に限る。)
新潟地域振 興局巻農業 振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第129号から第170号まで、 第177号から第198号まで、第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項(巻農業振興部の副部長(総 務担当)及び庶務課長の専決事項 を除き、同項第302号から第320号 まで及び第534号の2から第534号 の6までに規定する事項について は、農村振興に関する事項に限 る。)
(略)	
佐渡地域振 興局農林水 産振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第97号から第99号まで及び 第2項に規定する事項
(略)	

興部 副部長 (森林・ 林業担 当)	号から第3号まで及び第11号から 第13号までに規定する事項、農林 振興部の副部長(総務担当)及び 農用地課長並びに津川地区振興事 務所の副所長及び事務職員の次長 の専決事項を除く。)
(略)	
農業振興部 長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第78号から第198号まで、第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項(新発田地域振興局農村 整備部長並びに農業振興部の副部 長(総務担当)及び農用地課長(農 用地課長を置かない部にあつては、 庶務課長)の専決事項を除き、同 項第302号から第320号まで及び第 534号の2から第534号の6までに 規定する事項については、農村振 興に関する事項に限る。)
新潟地域振 興局巻農業 振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第78号から第96号の7ま で、第101号から第170号まで、第 177号から第198号まで、第302号 から第320号まで及び第534号の2 から第534号の6までに規定する事項 (巻農業振興部の副部長(総務担 当)及び庶務課長の専決事項を除 き、同項第302号から第320号まで 及び第534号の2から第534号の6 までに規定する事項については、 農村振興に関する事項に限る。)
(略)	
佐渡地域振 興局農林水 産振興部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第78号から第128号までに 規定する事項
(略)	

佐渡地域振興局農林水産振興部 副部長 (森林・林業担当)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに <u>同条第3項</u> に規定する事項(農林水産振興部林業庶務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。)	佐渡地域振興局農林水産振興部 副部長 (森林・林業担当)	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに <u>同条第2項</u> に規定する事項(農林水産振興部林業庶務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森林及び林業に関する事項に限る。)
(略)		(略)	
村上及び糸魚川の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに <u>第5項</u> に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、業務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)	村上及び糸魚川の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに <u>第4項</u> に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)
新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第4項第134号</u> 、第135号及び第137号から第243号まで並びに <u>第5項第1号</u> から第12号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第4項第134号</u> 及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)	新発田地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第3項第134号</u> 、第135号及び第137号から第243号まで並びに <u>第4項第1号</u> から第12号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第3項第134号</u> 及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに <u>第5項第1号</u> から第12号までに規定する事項並びに <u>同条第10項</u> に規定する事項(同条第4項第1号、第2	新潟地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに <u>第4項第1号</u> から第12号までに規定する事項並びに <u>同条第8項</u> に規定する事項(同条第3項第1号、第2

	<p>号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。) (地域整備部の副部長 (総務担当) 及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長 (総務担当)、庶務課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、総務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第10項第3号</u>に規定する事項 (<u>同条第4項第134号及び第135号</u>に係るものに限る。)) については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るもの限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。)</p>		<p>号及び第136号の2から第136号の67までに係るものを除く。) (地域整備部の副部長 (総務担当) 及び庶務課長、新津地域整備部長並びに新津地域整備部の副部長 (総務担当)、庶務課長及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、総務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第8項第3号</u>に規定する事項 (<u>同条第3項第134号及び第135号</u>に係るものに限る。)) については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るもの限り、新潟県事務委任規則第3条の3第4項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。)</p>
(略)		(略)	
<p>三条地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに<u>第4項第134号、第135号及び第137号</u>から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長 (総務担当)、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第4項第134号及び第135号</u>に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>	<p>三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに<u>第3項第134号、第135号及び第137号</u>から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長 (総務担当)、<u>庶務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、<u>同条第3項第134号及び第135号</u>に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
<p>長岡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、</p>	<p>長岡地域振興局地域整備部長</p>	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、</p>

備部長	第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第4項第134号、第135号及び第137号</u> から第243号まで並びに <u>第5項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第4項第134号及び第135号</u> に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、 <u>業務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
南魚沼地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
柏崎地域振	新潟県事務委任規則第3条の3

備部長	第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第3項第134号、第135号及び第137号</u> から第243号まで並びに <u>第4項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第3項第134号及び第135号</u> に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、 <u>庶務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
柏崎地域振	新潟県事務委任規則第3条の3

興局地域整備部長	第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第5項並びに第11項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、 <u>業務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）	興局地域整備部長	第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第4項並びに第9項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、 <u>庶務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第4項第134号</u> 、第135号及び第137号から第243号まで並びに <u>第5項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第4項第134号</u> 及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第3項第134号</u> 、第135号及び第137号から第243号まで並びに <u>第4項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、 <u>同条第3項第134号</u> 及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、 <u>第4項第134号</u> 、第135号及び第137号から第243号まで並びに <u>第7項</u> に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、 <u>業務課長</u> 、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除	佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに <u>第3項第134号</u> 、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、 <u>庶務課長</u> 、維持管理課長及び <u>業務課長</u> の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除

	興に関する事項を除き、 <u>同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。</u>)		き、 <u>同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。</u>)
村上、長岡、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第201号から第207号まで、第208号、第212号、第213号、第226号から第228号まで、第230号、第231号、第233号、第234号、第237号、第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(6) (略)	村上、長岡、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(6) (略)
新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第201号から第207号まで、第208号、第212号、第213号、第226号から第228号まで、第230号、第231号、第233号、第234号、第237号、第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(4) (略)	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 副部長 (総務担当)	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(4) (略)
(略)		(略)	
佐渡地域振興局地域整備部 副部長 (港湾空港担当)	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第12項第17号から第37号までに規定する事項(地域整備部の次長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第5項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。)</u>	佐渡地域振興局地域整備部 副部長 (港湾空港担当)	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第4項及び第10項第17号から第37号までに規定する事項(地域整備部の次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第4項第1号から第4号まで、第11号及び第12号に規定する事項については、港湾法による港湾区域並びに臨港地区及び港湾隣接地域の区域に限る。)</u>
(略)		(略)	
村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部	(1)～(10) (略) (10)の2 <u>採石法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更届を受理すること。</u> (11)～(21) (略)	村上、長岡、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部	(1)～(10) (略) (11)～(21) (略)

業務課長	<p>(22) <u>新潟県道路工事承認規則</u> (昭和48年新潟県規則第9号) <u>第9条の規定による変更届の受理をすること。</u></p> <p>(23) <u>新潟県道路工事承認規則</u> <u>第12条の規定による報告書の受理をすること。</u></p> <p>(24) <u>新潟県道路占用規則</u> (昭和45年新潟県規則第16号) <u>第10条第2項の規定による軽易な変更に係る変更届の受理をすること。</u></p> <p>(25) <u>新潟県道路占用規則</u> <u>第11条の規定による住所又は氏名の変更届の受理をすること。</u></p> <p>(26) <u>新潟県道路占用規則</u> <u>第14条の規定による届出書の受理をすること。</u></p>	庶務課長	
新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部 庶務課長	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10)の2 <u>採石法</u> <u>第33条の5第4項の規定による氏名等の変更届を受理すること。</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>新潟県道路工事承認規則</u> <u>第9条の規定による変更届の受理をすること。</u></p> <p>(16) <u>新潟県道路工事承認規則</u> <u>第12条の規定による報告書の受理をすること。</u></p> <p>(17) <u>新潟県道路占用規則</u> <u>第10条第2項の規定による軽易な変更に係る変更届の受理をすること。</u></p> <p>(18) <u>新潟県道路占用規則</u> <u>第11条の規定による住所又は氏名の変更届の受理をすること。</u></p> <p>(19) <u>新潟県道路占用規則</u> <u>第14条の規定による届出書の受理をすること。</u></p>	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 庶務課長	<p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)～(14) (略)</p>
新潟地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項 (新津地域整備部庶務課長及び津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)	新潟地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項 (新津地域整備部庶務課長及び津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)
新潟地域振興局新津地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項 (津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)	新潟地域振興局新津地域整備部 庶務課長	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項 (津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。)
三条、魚沼、十日町及び	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項		

佐渡の各地域振興局地域整備部 業務課長			
長岡地域振興局地域整備部 庶務課長	村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部業務課長の専決事項		
上越地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長の専決事項を除く。）	上越地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長の専決事項を除く。）
(略)		(略)	
佐渡地域振興局地域整備部 港湾空港業務課長	(略)	佐渡地域振興局地域整備部 業務課長	(略)
新潟地域振興局新潟港湾事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第8項に規定する事項（新潟地域振興局新潟港湾事務所の次長、業務課長、東港分所長、東港分所業務課長の専決事項を除く。）	新潟地域振興局新潟港湾事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第4項及び第6項に規定する事項（新潟地域振興局新潟港湾事務所の次長、業務課長、東港分所長、東港分所業務課長の専決事項を除く。）
(略)		(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項	新潟地域振興局新潟港湾事務所 業務課長及び東港分所業務課長	佐渡地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
新潟地域振興局新潟港湾事務所 東港分所長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第4号まで、第11号、第12号、第14号から第23号まで、第26号、第27号、第30号から第32号まで、第34号から第44号まで及び第46号並びに同条第8項に規定する事項	新潟地域振興局新潟港湾事務所 東港分所長	新潟県事務委任規則第3条の3第4項第1号から第4号まで、第11号、第12号、第14号から第23号まで、第26号、第27号、第30号から第32号まで、第34号から第44号まで及び第46号並びに同条第6項に規定する事項
(略)		(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 副所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第3項に規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森	新潟地域振興局津川地区振興事務所 副所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6まで並びに同条第2項に規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については、森

	林及び林業に関する事項に限る。)
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員の次長	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第201号から第207号まで、第208号、第212号、第213号、第226号から第228号まで、第230号、第231号、第233号、第234号、第237号、第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(5) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項
(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 事務局長	新潟県事務委任規則第3条の3第5項及び第9項に規定する事項(直江津港湾事務所の次長及び業務課長の専決事項を除く。)
(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港業務課長の専決事項
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専決事項
(略)	

	林及び林業に関する事項に限る。)
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員の次長	(1) <u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第279号、第294号から第296号まで、第302号、第343号、第346号、第369号及び第452号に規定する事項(同項第302号に規定する事項については、森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</u> (2)～(5) (略)
新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課長	新発田、三条、魚沼、南魚沼、十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項
(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 事務局長	新潟県事務委任規則第3条の3第4項及び第7項に規定する事項(直江津港湾事務所の次長及び業務課長の専決事項を除く。)
(略)	
上越地域振興局直江津港湾事務所 業務課長	佐渡地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
(4) 地域機関(地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	(1) 生活保護法第24条第3項の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。 (1)の2 生活保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。 (2) 生活保護法第25条第1項の規定による保護の種類、程度及び方法を決定し、及び保護を行うこと。 (3) 生活保護法第25条第2項の規定による保護の変更を決定し、これを通知すること。 (4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止を決定

し、これを通知すること。

- (5) 生活保護法第27条第1項の規定による被保護者に対して必要な指導又は指示をすること。
- (5)の2 生活保護法第27条の2の規定により、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすること。
- (6) 生活保護法第28条第1項の規定により、要保護者の資産状況等について報告を求め、若しくは当該職員をして立入調査させ、又は検診を受けるべきことを命ずること。
- (6)の2 生活保護法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者等に対して報告を求めること。
- (7) 生活保護法第28条第5項の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。
- (7)の2 生活保護法第30条第3項の規定により、家庭裁判所の許可を得て、居宅以外において生活扶助の措置をとること。
- (8) 生活保護法第48条第4項の規定による保護施設の長からの届出を受理すること。
- (8)の2 生活保護法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。
- (8)の3 生活保護法第55条の5第1項の規定により、進学準備給付金を支給すること。
- (8)の4 生活保護法第55条の6の規定により、被保護者等に報告を求めること。
- (9) 生活保護法第62条第3項の規定による被保護者の保護の変更、停止又は廃止をすること。
- (10) 生活保護法第62条第4項の規定による被保護者の保護の変更等の処分を行う場合において、事前に通知して弁明の機会を与えること。
- (11) 生活保護法第63条に規定する費用返還額を決定すること。
- (12) 生活保護法第76条第1項の規定による遺留金品を処分し、これを保護費に充てること。

- (13) 生活保護法第77条第1項の規定により、保護費の費用の全部又は一部を徴収すること。
- (14) 生活保護法第77条第2項の規定による扶養義務者との協議及び家庭裁判所に対する申立てをすること。
- (15) 生活保護法第78条第1項の規定により、保護費の費用の額等を徴収すること。
- (15)の2 生活保護法第78条第2項の規定により、返還させるべき額等を徴収すること。
- (15)の3 生活保護法第78条第3項の規定により、就労自立給付金費又は進学準備給付金費の費用の額等を徴収すること。
- (16) 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除をすること。
- (17) 生活保護法第81条の規定による後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。
- (18) 児童福祉法第22条の規定により、助産施設において助産を行うこと。
- (19) 児童福祉法第23条の規定により、母子生活支援施設において保護すること。
- (20) 児童福祉法第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号及び第26条第1項第4号の規定による助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者の報告又は通知を受理すること。
- (21) 児童福祉法第31条第1項の規定により、引き続き母子生活支援施設において保護すること。
- (22) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項又は第3項の規定により、支援給付を行うこと。
- (23) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第1項の規定により、配偶者支援金の支給を行うこと。

(略)

	<p>(24) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条第1項の規定により、生活困窮者住居確保給付金を支給すること。</p> <p>(24)の2 生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(25) 生活困窮者自立支援法第7条第2項に規定する生活困窮者一時生活支援事業に係る支援を決定すること。</p> <p>(26) 生活困窮者自立支援法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業に係る支援を決定すること。</p>
(略)	

別表第7（第15条関係）

(1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
副部長（分庁舎副部長を除く。）及びセンター長	(略)
(略)	
次長（ <u>児童・障害者相談センター次長、新潟地域振興局津川地区振興事務所次長並びに佐渡地域振興局の農林振興部及び地域整備部の次長を除く。</u> ）	(略)
児童・障害者相談センター次長	児童・障害者相談センター所長（児童・障害者相談センター次長のいずれかが長期にわたり不在の場合において児童・障害者相談センター所長が当該次長の専決事項を専決

別表第7（第15条関係）

(1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
副部長（分庁舎副部長を除く。）及びセンター長（ <u>長岡地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長及び上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター長を除く。</u> ）	(略)
(略)	
次長（新潟地域振興局津川地区振興事務所次長並びに佐渡地域振興局の農林振興部及び地域整備部の次長を除く。）	(略)

	する者として他の次長を指定したときは、当該次長)
(略)	
課長 (事務所、 <u>児童・障害者相談センター</u> 、分庁舎、健康福祉環境部の環境センター及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の課長 (長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。)	(略)
(略)	
事務所、 <u>児童・障害者相談センター</u> 及び分庁舎の課長 (長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)	(略)
(略)	
健康福祉環境部の環境センターの課長	センター長
(2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者	
専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長 (自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、 <u>近代美術館副館長</u> 、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。)	(略)
(略)	
地域機関の課長 (自治研修所総務課長、消防学校の課長、は	(略)

(略)	
課長 (事務所、分庁舎、健康福祉環境部の環境センター、 <u>児童・障害者相談センター</u> 及び地区センター並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の課長 (長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)並びに新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所業務課長を除く。)	(略)
(略)	
事務所及び分庁舎の課長 (長岡地域振興局県税部業務課長を除く。)	(略)
(略)	
健康福祉環境部の環境センター、 <u>児童・障害者相談センター</u> 及び地区センターの課長	センター長又は地区センター長
(2) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等が長期にわたり不在等の場合において当該次長、課長等の専決事項について専決する者	
専決権限を有する者	専決する者
地域機関の次長 (自治研修所次長及び中央福祉相談センター次長を除き、歴史博物館副館長、消防学校総務課長、はまぐみ小児療育センター事務長、テクノスクール副校長、農業総合研究所管理部長及び農業大学校管理部長を含む。)	(略)
(略)	
地域機関の課長 (自治研修所総務課長、消防学校の課長、は	(略)

まぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、近代美術館業務課長、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

消防学校教務課長及びテクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）

(略)

近代美術館万代島美術館業務課長

近代美術館万代島美術館長

(略)

別表第8（第16条関係）

(1) 地域振興局の代決の順序

地域振興局の組織の区分	代決の順序
地域振興局の各部	(略)

まぐみ小児療育センターの課長、テクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）、農業総合研究所総務課長、農業総合研究所研究センターの課長、農業大学校総務課長、森林研究所の課長、水産海洋研究所の課長及び内水面水産試験場の課長を除き、東京事務所総括所長代理、保健環境科学研究所調査研究室長、コロニーにいがた白岩の里の企画相談室長、児童部長、成人部長、高齢期更生部長、重複更生部長及び社会復帰部長、工業技術総合研究所の企画管理室長及び研究開発センター長、新潟テクノスクールの課長、農業総合研究所の企画情報部長、基盤研究部長及びアグリ・フーズバイオ研究部長並びに農業大学校の農学部長及び研修センター長を含む。）

(略)

消防学校教務課長及びテクノスクールの課長（新潟テクノスクールの課長を除く。）

(略)

(略)

別表第8（第16条関係）

(1) 地域振興局の代決の順序

地域振興局の組織の区分	代決の順序
地域振興局の各部	(略)

児童・障害者相談センター	<p>(1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは所長、局長及び所長がともに不在のときはその事務を担当する次長(以下「主務次長」という。)、局長、所長及び主務次長がともに不在のときは主務次長以外の次長、局長、所長、主務次長及び主務次長以外の次長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(2) 所長の権限の代決 所長が不在のときは主務次長、所長及び主務次長がともに不在のときは主務次長以外の次長、所長、主務次長及び主務次長以外の次長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(3) 主務次長の権限の代決 主務次長が不在のときは主務次長以外の次長、主務次長及び主務次長以外の次長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(4) 主務次長以外の次長の権限の代決 主務次長以外の次長が不在のときは、主務課長</p>
--------------	---

(略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	

(略)

放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。）	(略)
--	-----

--	--

(略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
歴史博物館	<p>(1) 館長の権限の代決 館長が不在のときは副館長、館長及び副館長がともに不在のときは主務課長</p> <p>(2) 副館長の権限の代決 副館長が不在のときは、主務課長</p>

(略)

放射線監視センター 保健所（新発田保健所、三条保健所、長岡保健所、南魚沼保健所及び上越保健所を除く。）	(略)
--	-----

<p>福祉事務所 保健環境科学研究 所 食肉衛生検査セン ター コロニーにいがた 白岩の里 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所</p>		<p>福祉事務所（新津 地域福祉事務所及 び南魚沼地域福祉 事務所を除く。） 保健環境科学研究 所 食肉衛生検査セン ター コロニーにいがた 白岩の里 新潟学園 家畜保健衛生所 流域下水道事務所</p>	
	<p>児童相談所（中央 児童相談所を除 く。）</p> <p>所長の権限の代決 所長が不在のときは<u>主務 次長、所長及び主務次長が ともに不在のときは主務次 長以外の次長、所長、主務 次長及び主務次長以外の次 長がともに不在のときは主 務課長</u></p>	<p>新津地域福祉事務 所</p>	<p>(1) 所長の権限の代決 所長が不在のときは地 区センター長、所長及び 地区センター長がともに 不在のときは地区センタ ー地域福祉課長 (2) 地区センター長の権限 の代決 地区センター長が不在 のときは、地区センター 地域福祉課長</p>
<p>(略)</p>		<p>南魚沼地域福祉事 務所</p>	<p>所長の権限の代決 所長が不在のときは事務 職員の次長、所長及び事務 職員の次長がともに不在の ときは技術職員の次長、所 長、事務職員の次長及び技 術職員の次長がともに不在 のときは主務課長</p>
<p>大阪事務所</p>	<p>(略)</p>	<p>児童相談所（中央 児童相談所を除 く。）</p> <p>所長の権限の代決 所長が不在のときは、<u>主 務課長</u></p>	
<p>近代美術館 歴史博物館</p>	<p>(1) 館長の権限の代決 館長が不在のときは副 館長、館長及び副館長が ともに不在のときは主務 課長 (2) 副館長の権限の代決 副館長が不在のとき は、主務課長</p>	<p>大阪事務所</p>	<p>(略)</p>

(略)

(略)